

令和5年度

事業の概要

令和4年度の歩み と 令和5年度の事業計画



富士市教育委員会
富士市青少年相談センター

(0545-52-4152)

目 次

I	富士市青少年相談センターの概要	1
	(沿革、所在地等、組織・機構、職員構成、案内、事業のあらまし)	
II	令和4年度実施事業・活動等	
1	青少年相談事業	4
	(面談〈来所相談及び利用「ステップスクール・ふじ」等〉、電話相談)	
	各種相談関係活動の実績	5
	「ほっとテレフォン・ふじ」受信状況	6
2	青少年非行防止事業	7
	(青少年指導委員による補導と補導状況)	
3	子ども・若者育成支援事業	10
4	関係機関との連携	11
5	保護者・教員等のための研修	11
6	啓発事業	11
7	相談センター1年の歩み	12
III	令和5年度活動計画	14
	(施策の重点・活動方針、事業計画の概要、年間計画等)	
IV	条例等	
資料 1	富士市教育プラザ条例	18
資料 2	富士市教育プラザ条例施行規則	21
資料 3	富士市青少年相談センター運営要領	22
資料 4	富士市青少年指導委員設置要領	24
資料 5	富士市青少年相談センター「ほっとテレフォン・ふじ」心得	25
資料 6	富士市青少年薬物等乱用対策相談員設置要綱	25
資料 7	富士市青少年薬物等乱用対策相談員心得	26
資料 8	富士市青少年指導委員会規約	26
資料 9	富士市青少年指導委員表彰要領	28
資料10	富士市青少年相談センター学校サポートチーム設置要領	28

I 富士市青少年相談センターの概要

1 沿革

- 昭和41年11月 1日 富士・吉原・鷹岡の二市一町が合併し、新たに富士市が誕生する。
- 昭和42年 4月 1日 従来二市一町で補導員による補導活動が行われていたが、富士市青少年補導センター条例に基づき、富士市役所内に新たに「富士市青少年補導センター」を設置する。教育委員会が委嘱した補導委員による補導活動並びに青少年に関する相談活動を始める。
- 昭和57年 7月20日 「富士市青少年補導センター」を富士市役所西側（永田町1丁目117番地）に移し、新たに電話相談室を設け、電話相談奉仕員（14名）による電話相談「相談ふじ」を開設する。
- 昭和59年 4月 1日 「富士市青少年補導センター」を「富士市青少年相談所」と改称し、青少年補導委員も「青少年指導委員」と名称を改める。
- 昭和61年 4月 1日 富士市教育委員会青少年課に所属していた「富士市青少年相談所」を教育機関として独立させ、専任所長を置く。
- 昭和63年 4月 1日 不登校等児童生徒のための「適応教室」を開設し、利用による学校適応指導を行う。
- 平成 2年 5月14日 県教委教育相談活動推進事業に係る相談指導員を配置する。
- 平成 3年 4月 1日 文部省事業「適応指導教室」が所内に開設され、不登校等児童生徒の適応指導を行う。（2年間）
- 平成 5年 4月 1日 「適応指導教室」を富士市の事業として引き継ぐ。
- 平成 7年 4月 1日 機構改革により、再び富士市教育委員会青少年課に所属する。
- 平成 7年 9月 1日 日吉浅間神社境内（今泉8丁目5番1号）に移転する。
- 平成 9年 1月 9日 電話相談「相談ふじ」を電話相談「青少年相談ふじ」と改称する。
- 平成11年 4月 1日 県教委事業「適応指導総合調査研究」の委託を受け、適応指導の充実を図る。（～平成14年度）
- 平成12年 4月 1日 機構改革により、所属している富士市教育委員会青少年課が教育委員会生涯学習課になる。
- 平成13年 2月20日 富士市のホームページに「富士市青少年相談所」を掲載する。
- 平成15年 4月 1日 学校サポート支援員を配置する。
- 平成15年 4月 1日 県教委事業「スクーリング・サポート・ネットワーク整備調査研究」の委託
- 平成18年 4月 1日 適応指導教室の愛称を「ステップスクール・ふじ」とする。
- 平成20年 4月 1日 機構改革により、所属している富士市教育委員会生涯学習課が教育委員会社会教育課になる。
- 平成20年11月 1日 富士川町との合併により、富士川地区、松野地区が加わる。
- 平成24年 4月 1日 電話相談「青少年相談ふじ」の愛称を「ほっとテレフォン・ふじ」とする。
- 平成27年 4月 1日 機構改革により「富士市教育プラザ（八代町1番1号）」に移転し、「富士市青少年相談センター」と改称する。
- 平成27年 4月28日 「富士市若者相談窓口」を開設する。
- 平成27年11月 1日 「富士市若者相談窓口」の愛称を「ココ☆カラ」とする。
- 平成31年 4月 1日 青少年指導委員について、教員への委嘱を廃止する。
- 令和 2年 4月 1日 青少年指導委員を有償ボランティアとする。
- 令和 2年 4月 1日 「適応指導（教室）」という呼称、「学校復帰」という目的を廃止し、呼称を「ステップスクール・ふじ」とする。利用時間を午前8時から午後6時とする。
- 令和 2年10月 5日 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、オンライン相談を開始する。
- 令和 4年 4月 1日 「ほっとテレフォン・ふじ」利用時間の変更。午前9時から午後4時までを午前9時30分から午後4時30分までとする。
- 令和 5年 2月 1日 「ほっとデジタル相談・ふじ」を開設する。

2 名称・設置主体および所在地

名称・設置年月日 富士市青少年相談センター 昭和42年4月1日

設置主体 富士市(富士市教育委員会)

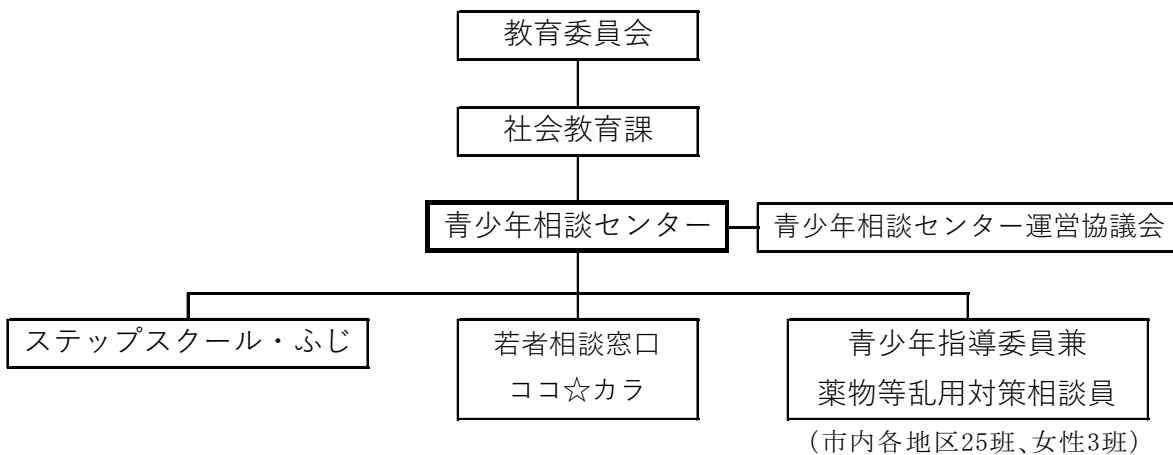
所在地・電話等 富士市八代町1番1号

TEL 〈0545〉52-4152

FAX 〈0545〉52-3737

メール ky-soudan@div.city.fuji.shizuoka.jp

3 組織・機構



4 職員構成

所長	1名
統括主幹	1名
主査	1名
青少年相談員(主任相談員含む)	4名
青少年育成員	1名
青少年指導員	2名
学校サポート支援員	2名
青少年サポート員	2名
センター業務補助員	1名
計15名	

5 所在地の案内

富士警察署北側

- ・ 岳南電車ジャトコ前駅より 徒歩2分

6 事業内容のあらまし

富士市青少年相談センターは、未来に向かって生きていく青少年の健やかな成長を願って、次のような業務と活動を行っている。

(1) 青少年相談事業

青少年の健全な発達を支援するため、「ステップスクール・ふじ」及び「面談」・「電話相談」等を実施し、問題の解決を図っている。

- ◆ 「ステップスクール・ふじ」
不登校児童生徒に時間と場所を提供し、社会的自立を目指す
- ◆ 面談 月～金 9時～16時30分
「来所による相談」「利用による相談」「訪問による相談」「オンラインによる相談」(感染症対策)
- ◆ 電話相談「ほっとテレフォン・ふじ」 月～金 9時30分～16時30分
◎青少年相談員等により実施 (Tel. 51-3741)
- ◆ 「ほっとデジタル相談・ふじ」
小中学校全児童生徒に配付しているタブレットを活用した相談

(2) 青少年非行防止事業

●青少年非行防止活動

市内26地区より選出された青少年指導員を中心に、街頭補導・祭典補導・特別補導等を行い、青少年の非行防止や早期指導に努めている。また、地域のまちづくり協議会・PTA生活指導部・民生児童委員・保護司・少年補導員(富士地区少年サポートセンター)等と連携を図っている。

●青少年健全育成活動

青少年問題に広く市民の関心が寄せられ、地域ぐるみの青少年健全育成活動が進められるよう広報・啓発活動の実施及び地域の諸団体との連携により青少年健全育成の行事の推進を図っている。

●環境浄化活動

青少年を取り巻く環境を良好なものにしていくために、青少年にとって有害な図書類・玩具類・器具類・広告物等の点検・排除撤去活動を実施し、青少年が集まりやすい場所等での指導活動に努めている。

(3) 子ども・若者育成支援事業

「富士市若者相談窓口」を設置し、ニート・ひきこもりなどの困難を抱える若者の相談を受け、解決に向け、関係機関と連携して支援していく。

- ◆ 子ども・若者支援協議会 代表者会議・担当者会議
- ◆ 富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」
開所日 火～土曜日 9時～17時(日・月・年末年始・祝日は休み)
対象者 原則として、富士市在住・在学の概ね中学卒業時から39歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその保護者
内容 相談、就労支援、居場所、若者サポーター養成講座、家族会、フォローアップミーティング

(4) 関係機関との連携

警察・富士児童相談所・市こども家庭課・市学校教育課等の関係機関との連携を図ることによって、非行防止対策の拠点としての機能を果たしている。

(5) 保護者・教員等のための研修

不登校等児童生徒対策として、対象児童生徒に対する支援を行うと共に、保護者に対する指導や教員のための研修を実施している。

- ◆ 保護者の指導 ◎ 年4回「保護者教室」を開催、保護者への指導とカウンセリング
- ◆ 教員の研修 ◎ 不登校等児童生徒の担任との面談は随時実施
◎ 不登校等児童生徒対策研修会(年2回)

(6) 啓発事業 カウンセリング講座(年7回)を開催し、市民に学習の機会を提供する。平成9年開講。

Ⅱ 令和4年度実施事業・活動等

1 青少年相談事業

(1) 面談

① 来所相談及び利用相談・「ステップスクール・ふじ」

悩みや不安を抱える青少年や保護者・教員の相談に青少年相談員・所員が対応し、援助することを目的としている。個々に応じた相談ができるように、面談や観察を実施し、指導や援助に生かしている。

(a) 相談人数は、これまでに延べ4,554人（内、ステップスクール・ふじ利用児童生徒は延べ3,508人）となり、利用生を除く本年度の来所者（初回面談等）は1,046人であった。

「ステップスクール・ふじ」利用の相談件数は185件であり、小学生59件、中学生126件であった。相談内容については、全て不登校に関する問題であった。

(b) 「ステップスクール・ふじ」での支援、指導

不登校児童生徒に時間と場所を提供し、一人一人に応じた支援を進める中で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していくことを目指していく。

個にあわせた学習支援、不安や悩みを取り除くための継続的な面談、仲間づくりや社会との関わりを学ぶ自然体験学習等を実施した。

本年度は、126人の様々な子どもたちが、「ステップスクール・ふじ」を利用した。

内訳は、小学生32人、中学生94人（1年生22人、2年生49人、3年生23人）であった。

利用した中学3年生の進路については、23人全員が高校へ進学した。進路が決まらなかった生徒はいなかった。

★ 「ステップスクール・ふじ」の利用に向けた面談件数・利用人数の内訳

年度 対象		令和4年度		
		面談	利用	延べ利用
小学生		59件	32人	655人
中学生	1年生	32件	22人	740人
	2年生	59件	49人	1,137人
	3年生	35件	23人	976人
小計		126件	94人	2,853人
合計		185件	126人	3,508人

★ 「ステップスクール・ふじ」の利用に向けた面談件数・利用人数の月別推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
面談件数 (件)	28	14	18	13	6	23	22	17	9	16	12	7	185
利用人数 (人)	9	8	20	2	5	16	16	18	8	6	9	9	126
延べ利用 人数(人)	44	114	238	172	48	354	383	478	389	445	504	339	3,508

★進学先（過去3年／校名50音順）

I D学園高等学校	飛鳥未来きずな高等学校	アドバンス学習塾	池田美容学校
伊豆総合高等学校土肥分校	N H K学園	N高等学校	キラリ高等学校
科学技術高等学校	クラーク記念国際高等学校	K T Cおおぞら高等学院	静岡中央高等学校
松蔭高等学校	誠恵高等学校	静清情報高等専修学校	星陵高等学校
第一学院高等学校	中京高等学校通信制課程	つくば開成高等学校	常葉橘高等学校
日大三島高等学校	東静岡高等学院	飛龍高等学校三島スクール	富士市立高校
富士高等学校定時制	富士宮高等専修学校	富士見高等学校	三島長陵高等学校
ルネサンス豊田高等学校			

② 訪問相談

訪問相談(学校サポート支援員の訪問を含む)は1, 1 1 9回実施した。訪問先は学校が主であり、校長・担当教諭等と相談及び連絡調整を行った。また、必要に応じて関係機関との情報交換や家庭訪問相談も実施した。

③ オンラインによる相談

令和2年10月から、新型コロナウイルス感染予防対策として、電話等により予約を受け付けてのリモート会議システムの運用を開始した。令和4年度までの利用なし。

(2) 電話相談「ほっとテレフォン・ふじ」

青少年相談員が対応。電話相談の良さを生かし、相談者が自力で悩みを解決する糸口を見つけられるように援助することを心がけている。

- ①年間総受信件数は66件で、この内、無言電話が35件で全体の53%であった。
- ②層別受信件数は、保護者36件、小学生4件、中学生2件、高校生5件、他学生1件、一般ほか8件であった。また、未確認のため層不明とされているものが10件あった。
- ③この他、メールによる相談が3件あった。

(3) 「ほっとデジタル相談・ふじ」

小中学校全児童生徒に配付しているタブレットを活用した相談。令和5年2月1日利用開始。

各種相談関係活動の実績

来所(利用・相談)者数		合 計	訪問相談	電話相談		ほっとデジタル相談・ふじ	その他
児童・生徒等 (ステップスクール・ふじ利用者 含む)	保護者・ 担任等相談		学校・家庭 関係機関等	ほっとテレフォン・ふじ	電話		メール
3,508人	1,046人	4,554人	1,119回	66件 うち無言35件	3件	372件	17人

※来所相談内容は不登校に関するもの

「ほっとテレフォン・ふじ」受信状況 (昭和57年7月29日開設)

1 総受信件数 (令和4年4月から令和5年3月まで)

受信件数 **66** 件 業務日数 **244** 日 1日平均 0.27 件

2 曜日別受信状況

	月	火	水	木	金	合計
件数	12	11	14	15	14	66
日数	47	50	49	47	51	244

3 時間帯別受信状況

時間帯	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	合計
件数	1	11	9	4	7	15	16	3	66
内無言	0	7	3	2	6	6	10	1	35

4 通話時間帯別受信状況

時間	10分以内	10～20分	20～30分	30分以上	合計
件数	49	10	4	3	66
内無言	35	0	0	0	35

5 学校, その他・男女別受信状況

性別	小学	中学	高校	他学生	有職	無職	保護者	祖父母	一般	層不明	合計	無言
男	1	1	3	1	0	0	1	0	0	1	8	35
女	1	2	1	0	0	0	14	1	4	0	23	総計
計	2	3	4	1	0	0	15	1	4	1	31	66

6 学校, その他・内容別受信状況

	小学	中学	高校	他学生	有職	無職	保護者	祖父母	一般	層不明	合計	
A 学校生活	1	1	0	0	0	0	8	0	0	0	10	
B 対人関係	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
C 進路適性	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
D 非社会的	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	4	※
E 心身発達	0	1	3	0	0	0	3	0	0	0	7	
F 反社会的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	※
G その他	0	1	0	0	0	0	3	0	2	1	7	
合計	2	3	4	1	0	0	15	1	4	36	66	

「メール相談」受信状況

1 曜日別受信状況

	日	月	火	水	木	金	土	合計
件数	0	1	0	0	0	2	0	3

2 時間帯別受信状況

時間帯	0～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	合計
件数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	3

3 学校, その他・内容別受信状況

	合計	
A 学校生活	2	
B 対人関係	0	
C 進路適性	0	
D 非社会的	1	※
E 心身発達	0	
F 反社会的	0	※
G その他	0	
合計	3	

※D非社会的：不登校、F反社会的：無言

2 青少年非行防止事業

●青少年非行防止活動

(1) 青少年指導委員会による補導

区 分	出動回数	参加人数	補導件数(声掛け)
通常補導(地区巡回)	671	2,113	89
祭典補導 (祇園祭・富士まつり・甲子秋まつり・毘沙門天大祭)	3	216	46
通学補導(市内駅周辺)	—	—	—
補導措置会議	10	283	—
合 計	684	2,612	135

※富士まつりは開催されたが感染症対策のため、補導活動は中止した。

(2) 県内一斉少年補導

区分	夏季	冬季
相談センター職員	6	7
青少年指導委員	102	101
小・中・高校教員	40	34
警察官・少年警察補導員	5	11
警察協助人員・少年指導委員	2	5
児童委員・保護司	14	28
P T A 役員	64	86
地区防犯協会役員	0	2
地域安全推進員	26	42
まちづくり協議会等	231	269
その他	64	74
合計	554	659

◇ 夏季 7月15日(金)

19:00～21:00

◇ 冬季 12月16日(金)

19:00～21:00

各地区まちづくり協議会が中心となり、各種青少年健全育成団体と連携して、カラオケボックス・大型量販店・パチンコ店・書店・コンビニ店・ビデオ店等の巡回補導を行った。

青少年指導委員会は、地区班25班、女性班3班の計28班により補導を行った。

通常補導として、月2回、地区班は19時から21時頃までの時間帯で地区内を巡回し、女性班は土曜の日中にゲームセンター等を中心に巡回した。

その結果、総補導件数も135件となり、前年度の125件から10件増加した。

なお、補導状況(次頁)における行為種別では「その他」の「帰宅」が最多だが、駅やコンビニ、公園などで気を付けて帰るように声掛けをしたものがほとんどである。

青少年指導委員の活動する時間帯では子ども達に会わないという声が多く聞かれているが、抑止力としての「見せる補導」に努めている。

(3) 青少年指導委員による補導状況

令和4年度の青少年の補導状況

※()内は女子、内数

R4.4～R5.3

行為・区分		学職別	学生・生徒					有無職 職少年	合 計	
			小学生	中学生	高校生	その他の 学生	小計			
行為 種 別	飲	酒								
	喫	煙								
	深	夜	徘徊							
	不	良	交友							
	怠	学	・	怠業		3 (3)		3 (3)	3 (3)	
		シンナー等薬物乱用								
	不 健 全 娛 楽	ゲームセンター入場		2 (1)				2 (1)	2 (1)	
		パチンコ店入場								
		その他の風俗営業入場								
		暴走行為								
		自転車の二人乗り・無灯火				4	1 (1)	5 (1)	1	6 (1)
		危険な遊び		6				6	6	
	そ の 他	帰	宅	1		42 (17)	13 (1)	56 (18)		56 (18)
マ		ナ		29 (10)	14 (3)	4	47 (13)		47 (13)	
そ		の	他	2 (1)	4	7 (2)	2	15 (3)	15 (3)	
合		計	11 (2)	36 (13)	67 (22)	20 (2)	134 (39)	1	135 (39)	
措 置 区 分	声掛け・注意・指導		11 (2)	33 (10)	64 (22)	16 (2)	124 (36)	1	125 (36)	
	家庭・学校・職員等連絡			3 (3)	3		6 (3)		6 (3)	
	警察・派出所等連絡									
	他機関への連絡・通報					4	4		4	

● 青少年健全育成活動

(1) 青少年の非行・被害防止強調月間（7月1日～7月31日）

① 重点目標の推進

- SNS等の利用に係る子供の性被害等の防止
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- 再非行（犯罪）の防止
- いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- 「地域の青少年声掛け運動」の推進

② 青少年指導委員会等を中心とした主な事業

7月15日 「県内一斉立入調査」
7月～8月 環境調査・環境浄化活動及びゲームセンター等への巡回補導

(2) 子供・若者育成支援強調月間（11月1日～11月30日）

① 重点目標の推進趣旨

期間中に子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、市民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、家庭・学校・地域社会が一体となった運動を通じて、市民の子供・若者育成支援の一層の充実を図る。

② 青少年指導委員会等を中心とした主な事業

11月1日～30日 「青少年健全育成啓発キャンペーン」
各地区まちづくり協議会青少年健全育成部門を中心に実施

● 環境浄化活動

青少年指導委員を中心に、次の活動を実施した。

- (1) 青少年のための良好な環境づくりに関する活動
- (2) 有害図書自動販売機の撤去活動・監視活動・有害図書回収
- (3) 駅周辺・ゲームセンター・コンビニ店等の青少年が集まりやすい場所の発見及び補導活動
- (4) 青少年を取り巻く環境調査の実施（令和4年10～11月調査）

3 子ども・若者育成支援事業

(1) 子ども・若者支援協議会

実務者担当者会議(関係機関) 10月4日(火)

代表者会議 2月10日(金) 青少年問題協議会・子ども若者支援協議会合同会議
・青少年を取り巻くサイバー犯罪についての講演会

(2) 若者相談窓口「ココ☆カラ」

★ 行事等

- ・ 毎月開催 家族会、フォローアップミーティング
- ・ 8月13日 若者サポーター養成講座 (台風接近により中止)
- ・ 9月4日 合同相談会 (73組98人)
- ・ 10月22日 若者サポーター養成講座 (参加者47人)
- ・ 1月15日 若者サポーター養成講座 (参加者42人)
- ・ 2月4日 合同相談会 (51組73人)
- ・ その他各種の会議に参加

若者相談窓口「ココ☆カラ」統計データ

年度	相談			伴走支援 (件)	アウトリーチ		居場所支援 (人)	就労 (件)	家族会 (人)	フォローアップ (人)	合同相談会		サポーター 養成講座
	新規 (件)	継続 (件)	計 (件)		人数 (人)	回数 (回)					県	市	
H27	159	452	611	73	22	28	1,501	29	112	48	43組 63人	60組 92人	89
H28	131	680	811	160	19	34	2,271	61	144	172	82組 126人	42組 65人	79
H29	141	832	973	317	50	220	2,269	51	110	250	74組 115人	39組 62人	92
H30	134	948	1,082	427	30	125	2,419	64	99	181	90組 128人	56組 96人	101
R01	115	786	901	488	26	103	3,192	37	110	151	48組 71人	39組 58人	106
R02	98	1,121	1,219	542	30	139	2,599	60	81	154	50組 95人	42組 72人	27
R03	138	1,262	1,400	708	156	254	2,857	73	89	236	中止	33組 45人	44
R04	108	1,172	1,280	471	180	352	2,903	29	148	188	73組 98人	51組 73人	89

- 【新規相談】 年間 108件
- 【継続相談】 年間 1,172件
- 【合計相談件数】 年間 1,280件
- 【居場所利用人数】 年間 延べ2,903人
- 【アウトリーチ】 年間 180人に対して352回訪問

4 関係機関との連携

(1) 青少年非行防止対策

① 補導措置会議

毎月、翌月の街頭補導、祭典補導、大型店舗補導などの補導計画を立て、重点対策を協議した。各地区の情報交換等も実施した。また、青少年指導委員の資質の向上を図るための研修計画及び福利厚生計画等も協議した。

② 青少年対策関係機関連絡会

青少年相談センター、富士児童相談所、市こども家庭課、学校教育課、富士警察署富士地区少年サポートセンター等の関係機関職員によって組織され、定例的に行った。各機関が関わる少年のケースについて指導過程を報告しあい、具体的な対応の方法などを検討し、連携や対策の適切化と迅速化を図った。

③ 各種連絡協議会

青少年の非行防止活動は、内閣府子ども・若者育成支援推進本部の「子供・若者育成支援推進大綱」、県青少年対策本部の「夢へはばだけ！ふじのくに若い翼プラン」を踏まえて展開された。当相談センターは、県青少年補導センター連絡協議会、県東部青少年補導センター連絡協議会など関係会議に積極的に参加し、青少年問題の現状の把握に努め、共通の課題を協議した。

(2) 不登校対策

① 不登校等児童生徒対策連絡会

富士市内の小・中学校に在籍する不登校等児童生徒対策の一環として、関係機関（学校教育課、こども家庭課、特別教育支援センター、青少年相談センター）の職員が一堂に集い、年間6回をめどに情報や意見を交換し、その対策を協議した。

② 不登校等児童生徒対策研修会

平成10年度にスタート。平成26年度から不登校等児童生徒対策研修会と名称を変更し、教員を対象とした事例検討会を年間2回（小中各1回）行っている。各学校の事例を検討する中で、不登校児童生徒に対する理解を深めると共に、個に応じた関わり合い方について学習することができた。助言は相談センター青少年相談員が行った。

5 保護者・教員等のための研修

(1) 不登校等児童生徒の保護者教室

参加者 保護者 17人 講師 青少年相談員 回数 年4回

※前述の不登校等児童生徒対策研修会も実施

(2) 青少年指導委員研修（中止）

① ブロック研修

② 薬物等乱用対策相談員研修会

③ 全体研修会

6 啓発事業

カウンセリング講座（平成9年開講。カウンセリングの技法による青少年への適切な対応を学ぶ）

参加者 市民 28人 講師 長田ひろみ氏 回数 年7回

7 令和4年度 相談センター1年の歩み（4月～3月）

日	事業内容	日	事業内容
	《4月》		《7月》 富士市青少年の非行・被害防止強調月間
1	所員会議(毎月概ね1回)、事例研修(毎月概ね1回)	4	補導措置会議
4	補導措置会議(毎月1回)	8	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修
7	入学式巡回、事例研修 青少年指導委員会総会準備会	11	カウンセリング講座②
8	ステップスクール・ふじ面談開始 ステップスクール・ふじ スーパーバイザー(概ね週1回)、臨床心理士来所相談	12	不登校対策連絡会
9	若者家族会、フォローアップミーティング	14	ステップスクール・ふじ体験学習(カレー作り)、 ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修
11	ステップスクール・ふじ利用開始	15	県内一斉立入調査、県内一斉補導(中止地区あり)
14	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	16	若者家族会、フォローアップミーティング
15	青少年対策連絡会	19	カウンセリング講座③
18	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	21	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
20	教育委員会会議	22	教育委員会会議、青少年対策連絡会 ステップスクール・ふじ夏季休業前最終日
25	青少年指導委員会総会、青少年指導委員会役員会	24	富士まつり祭典補導(中止)
26	臨床心理士来所相談	25	夏季休業開始
27	所員会議	27	所員会議、事例研修、カウンセリング講座④
28	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	29	保護者教室
	《5月》		《8月》
2	補導措置会議	2	補導措置会議(書面)
6	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	4	カウンセリング講座⑤
10	不登校対策連絡会	13	若者サポーター養成講座(台風接近により延期)
12	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	19	青少年対策連絡会、教育委員会会議
13	大型店舗特別補導(大雨警報発令により中止)	23	カウンセリング講座⑥
14	若者家族会、フォローアップミーティング	24	所員会議、事例研修
17	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	25	ステップスクール・ふじ夏季休業終了
20	青少年対策連絡会	26	ステップスクール・ふじ再開
23	教育委員会会議	27	若者家族会、フォローアップミーティング
25	所員会議、静岡県東部青少年補導センター連絡協議会(書面)	29	カウンセリング講座⑦
26	自己点検・評価第1回外部評価委員会、静岡県青少年補導センター連絡協議会 ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修		《9月》
27	第1回保護者教室	1	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
	《6月》	5	補導措置会議(書面)
1	令和4年度富士市青少年相談センター運営協議会	8	不登校研修会(小学校)ステップスクール・ふじ スーパーバイザー
3	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	9	特別補導(中止)
6	補導措置会議	10	合同相談会
8	自己点検・評価第2回外部評価委員会	13	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
9	事例研修	14	進路説明会
10	自殺対策連絡会	15	ミニロボ教室
11	吉原祇園祭祭典補導(～12日) 若者家族会、フォローアップミーティング	16	青少年対策連絡会
14	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	17	若者家族会、フォローアップミーティング
17	青少年対策連絡会	20	教育委員会会議、臨床心理士来所相談
21	教育委員会会議	22	所員会議、ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
22	所員会議	27	ステップスクール・ふじ 体験学習「焼きそばづくり」
23	電話相談連絡協議会、ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	28	要保護児童対策地域協議会
27	カウンセリング講座①	30	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
28	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談		

日	事業内容	日	事業内容
	《10月》		《1月》
3	補導措置会議	4	仕事始め、小中学校冬季休業終了
4	子ども・若者支援協議会実務者会議	5	「ステップスクール・ふじ」開始
7	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	6	補導措置会議
8	若者家族会、フォローアップミーティング	10	不登校対策連絡会
13	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	12	中学校生徒指導研修会
15	甲子秋まつり祭典補導(～16日)	14	若者家族会・フォローアップミーティング
19	教育委員会会議	16	小学校生徒指導主任者会
21	青少年対策連絡会	17	県東部青少年補導センター連絡協議会(裾野)、ステップスクール・ふじ スーパーバイザー
22	サポーター養成講座	20	青少年対策連絡会、教育委員会会議
24	指導委員会全体研修会(中止)	21	サポーター養成講座
25	ステップスクール・ふじ 体験学習「こどもの国」	24	ステップスクール・ふじ 体験学習「ロス'ウィンド'うづくり」、臨床心理士来所相談
26	所員会議	25	所員会議
27	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、富士市いじめ問題対策連絡協議会	26	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修
28	保護者教室	27	保護者教室
		28	毘沙門天大祭祭典補導(～30日)
	《11月》 富士市子ども・若者育成支援強調月間		《2月》
1	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	1	「ほっとデジタル相談・ふじ」利用開始
5	静岡県薬物乱用防止県民大会	2	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、静岡県青少年補導センター連絡協議会(焼津)
7	中学校生徒指導研修会、補導措置会議	3	第2回運営協議会、臨床心理士来所相談
8	不登校対策連絡会、臨床心理士来所相談	4	富士市暴力追放薬物乱用防止市民大会、合同相談会
10	不登校研修会(中学校)、事例研修	6	補導措置会議
12	若者家族会、フォローアップミーティング	10	青少年問題協議会・子ども若者支援協議会合同会議
14	小学校生徒指導主任者会		ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
15	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	16	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修
16	所員会議、要保護児童対策地域協議会	17	青少年対策連絡会
18	青少年対策連絡会	18	若者家族会・フォローアップミーティング
22	ステップスクール・ふじ 体験学習「お菓子づくり」、教育委員会会議、	21	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
24	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	22	所員会議、教育委員会会議
29	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	24	ステップスクール・ふじ「富士山学習」(世界遺産センター)
	《12月》 こども電話相談強調月間		《3月》
5	補導措置会議	1	ステップスクール・ふじ 体験学習「スプリングコンサート」
6	中学校生徒指導研修会、臨床心理士来所相談	2	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談
8	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、事例研修	6	補導措置会議
9	ステップスクール・ふじ 体験学習「クリスマスリースづくり」	9	ステップスクール・ふじ 体験学習「お別れ遠足」
10	若者家族会、フォローアップミーティング	11	若者家族会・フォローアップミーティング
13	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、臨床心理士来所相談	14	不登校対策連絡会
14	富士市麻薬・覚せい剤撲滅推進協議会	16	ステップスクール・ふじ スーパーバイザー、「ステップスクール・ふじ」終了
16	県内一斉冬季少年補導	17	青少年対策連絡会、臨床心理士来所相談
20	教育委員会会議、臨床心理士来所相談	20	教育委員会会議
21	所員会議	22	所員会議
23	青少年対策連絡会、「ステップスクール・ふじ」終了		
26	小中学校冬季休業開始		
28	仕事納め		

Ⅲ 令和5年度活動計画

1 令和5年度基本方針と施策及び活動方針

(1) 第二次富士市教育基本計画（令和4年4月～令和14年3月）

方針1 明日を拓く人材を育成する教育基盤の推進

2 誰一人取り残さない社会を目指した教育の充実

施策④ 学びのセーフティネットの充実

様々な問題を抱えている青少年や、その保護者への相談事業等を継続して実施するとともに、「ステップスクール・ふじ」の充実を図り、すべての青少年の健やかな成長と、不登校やひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている青少年を支援していきます。

方針3 生涯にわたって学び続ける「ふじの人」の育成

1 人生100年時代を豊かに生きる学びの推進

施策③ 新たな時代を生き抜く次世代の育成

青少年の非行防止活動を推進していきます。

(2) 職場の努力目標

- ① 信頼される存在になるよう努めること
- ② 出会いを重んじ、つながりを大切にすること
- ③ 常に明るさとあたたかさを忘れぬこと

(3) 活動方針

- ① 不登校等児童生徒対策として、青少年相談センターの利用拡大を図り、面談や「ステップスクール・ふじ」における支援に重点を置いた対応をしていく。
- ② 青少年健全育成（青少年対策）の活動が、地域住民個々の問題として、更に地域に浸透していくよう学校・関係機関・団体との連携をより深めると共に、地域に密着した活動を進める。
- ③ 学校から緊急的に非行対策の支援要請があった時、学校サポートチームを組織し、各関係機関の役割分担や連携を具体的に定め、該当児童生徒・青少年への対応を行う。
- ④ 青少年の非行を早期に発見し、非行の広域化や悪質化を防ぎ、青少年を健全に育成するために関係機関との連携を一層緊密にしていく。
- ⑤ ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている若者やその家族について、関係支援機関と連携を密にし、支援していく。

2 令和5年度事業計画の概要

(1) 青少年相談事業

◆ 面談

- ① 来所相談 所長・青少年相談員・育成員により、本人・保護者・学校教員等の来所者の相談を行う
- ② 利用相談 青少年相談員・育成員・指導員等により、継続的に来所する児童・生徒・保護者・学校教員の相談や支援を行う
- ③ 訪問相談 所長・青少年相談員・育成員・指導員・学校サポート支援員が学校や家庭を訪問し、教員及び本人・保護者等の相談や支援を行う
- ④ オンライン相談（予約制）
所長・青少年相談員・育成員・指導員・学校サポート支援員が、リモート会議システムを通じて、保護者等の相談や支援を行う

◆ 電話相談等

- ① 「ほっとテレフォン・ふじ」による相談 青少年に関する相談を受ける
9時30分～16時30分 青少年相談員等が対応する
- ② 「ほっとデジタル相談・ふじ」、その他の電話による相談は、必要に応じ所長・所員・青少年相談員が受ける。

◆ ステップスクール・ふじ

不登校等児童生徒に時間と場所を提供し、一人一人に応じた支援を進める中で、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していくことを目指していく

- ① 児童生徒が自ら決める教科の学習や活動時間を通して、様々な学びに取り組めるよう支援を行う
- ② 臨床心理士と相談員・育成員・指導員との連携による自立支援を行う

(2) 青少年非行防止事業

● 青少年非行防止活動

◆ 街頭補導

- ① 通常補導 青少年指導委員
- ② 祭典補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員
- ③ 特別補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員・警察生活安全課・少年警察ボランティア（少年警察協助手員・少年指導委員）
- ④ 大型店舗巡回補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員・警察生活安全課・少年警察ボランティア

◆ その他補導

- ① 県内一斉少年補導 青少年指導委員・青少年相談センター所員・警察官・少年警察ボランティア・まちづくり協議会青少年健全育成関係部員・PTA他
- ② 県内一斉立入調査 立入調査員（青少年指導委員・青少年相談センター所員）
- ③ 昼間の補導 青少年相談センター所員【学校サポート事業】

● 青少年健全育成活動

- ① 「富士市青少年の非行・被害防止強調月間」（7月1日～7月31日）に以下の活動を行う
 - ・ 「社会を明るくする運動」と連携しての街頭啓発キャンペーン
 - ・ 広報啓発活動
 - ・ 健全育成諸行事、諸活動（講演会・パレード・ビデオ上映会・みこし大会等）
 - ・ 県内一斉少年補導、立入調査、環境浄化活動等
- ② 「富士市子供・若者育成支援強調月間」（11月1日～11月30日）に以下の活動を行う
 - ・ 地区まちづくり協議会等の団体が主催する地域における健全育成諸行事への協力
 - ・ 広報啓発活動

●環境浄化活動

- ① 立入調査（遊技場・書店・玩具店・カラオケルーム・レンタルビデオショップ・携帯電話販売店 等）
- ② 青色回転灯を使用した防犯活動

(3) 子ども・若者育成支援事業

- ① 子ども・若者支援協議会 代表者会議・担当者会議
- ② 富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」
開所日 火～土曜日 9時～17時
対象者 原則として、富士市在住・在学の概ね中学卒業時から39歳までの、社会生活を営む上で困難を抱える若者とその保護者
内 容 相談、就労支援、居場所、若者サポーター養成講座、理解・啓発セミナー、家族会、フォローアップミーティング

(4) 関係機関との連携

〈相談センターの運営〉

- ① 富士市青少年指導委員補導措置会議・班長会議 (毎月1回)
- ② 青少年対策関係機関連絡会・学校サポートチーム会議 (年5回)
- ③ 不登校等児童生徒対策連絡会 (年6回)
- ④ 不登校等児童生徒対策研修会 (年4回)

〈市内関係〉

- ① 富士市青少年問題協議会 (年1回)
- ② 学校警察連絡協議会 (年1回)
- ③ 富士市中学校生徒指導研究会 (年8回)
- ④ 富士市小学校生徒指導主任者会 (年4回)

〈東部地区関係〉

- ① 東部青少年補導センター連絡協議会 (年2回)

〈県関係〉

- ① 県青少年補導センター連絡協議会 (年2回)
- ② 子供・若者育成支援強調月間静岡県大会
- ③ 静岡県電話相談機関連絡協議会 (年1回)

(5) 研修活動

- ① 青少年指導委員研修 (年1回) 全体研修
(随時) 薬物等乱用対策相談員研修会
- ② 青少年指導委員研修 (年1回) 全体研修
- ③ CS(所員)研修 (毎月2回) 定例研修相談の基礎知識・相談技術・事例研修(児童生徒についての報告や意見交換)
- ④ 保護者研修 (年4回) 不登校等児童生徒の保護者教室
- ⑤ 教員研修 (随時) 不登校等児童生徒の担任との面談
(年2回) 不登校等児童生徒対策研修会

(6) 啓発事業

- ・ カウンセリング講座 (年7回 開催)

(7) 広報活動

- ① 「青少年相談センターだより」の発行
- ② 「広報ふじ」・Webサイトの活用
- ③ 青少年健全育成チラシ配布

令和5年度 富士市青少年相談センター一年間計画

No.	会議・事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
運営管理事業	1 青少年相談センター運営協議会(2回)			○								○		
	2 広報活動「相談センターだより」発行(4回)	←	○			○	常時		○			○	→	
	3 所員会議	3・26 月・水	24 水	21 水	26 水	23 水	20 水	25 水	22 水	20 水	24 水	21 水	19 火	
青少年相談事業	4 青少年相談(面談・訪問)	←					平日 9:00~16:30						→	
	5 学校訪問、担任との面談	←					随時						→	
	6 不登校等児童生徒対策連絡会(6回)		9(火)		11(火)		12(火)		14(火)		9(火)		12(火)	
	6 不登校対策研修会(2回)						小中学校 7(木)					講演会 9(金)		
	7 不登校児等の保護者教室(4回)		26(金)		28(金)			27(金)			26(金)			
	8 利用児童・生徒の保護者面談	←						随時					→	
	9 利用児童・生徒に対する処遇会議	←						随時					→	
	10 ほっとテレフォン・ふじ電話相談強調月間	←						平日 9:30~16:30			○			→
	11 ほっとデジタル相談・ふじ	←						平日 9:00~16:30						→
	12 カウンセリング講座(7回)							6-13-20-27	4-11-18					
	13 ケース・スタッフ研修(事例・所員研修)	11・25 火・火	9・23 火・火	13・27 火・火	11・26 火・水	23 水	12・26 火・火	10・24 火・火	7・28 火・火	12・26 火・火	9・23 火・火	13・27 火・火	5・19 火・火	
	14 ステップスクール体験学習				○			○		○	○	○	○	
	15 学校ケース会議	←						随時					→	
	16 臨床心理士末所相談	月2回	月2回	月3回	月3回	月2回	月2回	月3回	月3回	月2回	月3回	月4回	月2回	
	青少年非行防止事業	17 補導措置会議(班長会)	3(月)	8(月)	5(月)	3(月)	7(月)	4(月)	2(月)	6(月)	4(月)	9(金)	5(月)	4(月)
		18 青少年指導委員会総会 専門部会	24(月) 3(月)										9(金)	
19 青少年指導委員研修会			← ブロック研修 →			薬物研修 22(火)			全体研修会 20(月)					
20 街頭補導		←					月2回						→	
21 祭典補導				吉原祇園祭 10・11 土・日	富士まつり 23 日			甲子秋祭 14・15 土・日				毘沙門天大祭 16~18 金~日		
22 大型店舗補導・特別補導			12(金)				8(金)							
23 万引防止・有害環境調査・環境浄化点検等のための巡回 社会環境実態調査(県依頼)		←					常時				提出		→	
24 県内一斉補導・立入調査					14(金)					15(金)				
25 青少年の非行・被害防止強調月間 子ども・若者育成支援強調月間					○			薬物県大会		県大会				
26 青少年健全育成地域活動支援 関係機関・関係団体との連携		←						常時					→	
27 青少年対策関係機関連絡会(5回)		13(木)			20(木)		15(金)				19(金)		15(金)	
28 学校サポートチーム会議		←						随時					→	
29 県補導センター連絡協議会(2回)			○								○			
30 東部補導センター連絡協議会(2回)			○								○			
子育て支援・若者	31 子ども・若者育成支援協議会(2回)					実務者						代表者		
	32 若者支援サポーター養成講座(2回)					○					○			
	33 若者相談窓口「ココ☆カラ」	←					火~土 9:00~17:00						→	
	34 家族会・フォローアップミーティング(第2土曜)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	35 合同相談会(2回)						19(土)					17(土)		

IV 条例等

資料 1

富士市教育プラザ条例

平成26年12月 9 日

条例第41号

目次	
第1章	総則（第1条—第3条）
第2章	富士市教育研修センター（第4条—第16条）
第3章	富士市特別支援教育センター（第17条—第21条）
第4章	富士市青少年教育センター（第22条—第28条）
第5章	富士市青少年相談センター（第29条—第34条）
第6章	雑則（第35条）
附則	

第1章 総則

(趣旨)
第1条 この条例は、教育プラザの設置、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)
第2条 富士市（以下「市」という。）に教育プラザを設置する。
2 教育プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士市教育プラザ	富士市八代町1番1号

(構成)
第3条 富士市教育プラザは、次に掲げる教育機関をもって構成する。

- (1) 富士市教育研修センター
- (2) 富士市特別支援教育センター
- (3) 富士市青少年教育センター
- (4) 富士市青少年相談センター

第2章 富士市教育研修センター

(設置)
第4条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第30条の規定に基づき、富士市教育研修センター（以下「教育研修センター」という。）を設置する。

(事業)
第5条 教育研修センターは、次に掲げる事業を行う。
(1) 教育関係職員の研修
(2) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
(3) 教育に関する資料の収集、保管及び教育関係職員に対する提供
(4) その他富士市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(職員)
第6条 教育研修センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)
第7条 教育研修センターの開所時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)
第8条 教育研修センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(使用者の範囲)
第9条 教育研修センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育関係職員
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(使用の承認)
第10条 教育研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。

(使用の承認)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育研修センターの使用

を承認しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、教育研修センターを承認された目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作上の制限)

第13条 使用者は、教育研修センターを使用するため特別の設備をし、又は造作を加えよ

うとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、

又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りまたは不正な手段により、使用の承認を受けたとき。

(2) この使用の承認が他の不正な手段により、使用の承認を受けたとき。

(3) 使用の承認の条件に違反したとき。

(4) 第11条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、教育研修センターの使用を終了したとき、又は前条の規定により使用

の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければ

ならない。

(損害賠償)

第16条 教育研修センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について、市

長が定める額を賠償しなければならない。

2 第14条の規定による使用の承認の取消し等によって使用者が被った損害については、

市は、その賠償の責めを負わない。

第3章 富士市特別支援教育センター

(設置)

第17条 特別支援教育の充実及び推進を図るため、法第30条の規定に基づき、富士市特別

支援教育センター（以下「特別支援教育センター」という。）を設置する。

(事業)

第18条 特別支援教育センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 特別支援教育に関する相談及び指導

(2) 特別支援教育に関する企画及び調査研究

(3) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第19条 特別支援教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第20条 特別支援教育センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することが

できる。

(休所日)

第21条 特別支援教育センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所す

ることができ

第4章 富士市青少年教育センター

(設置)

第22条 青少年の健全育成及び交流促進を図るため、法第30条の規定に基づき、富士市青

少年教育センター（以下「青少年教育センター」という。）を設置する。

(事業)

第23条 青少年教育センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 青少年の健全育成のための各種の講座、研修会等の開催

(2) 青少年によるグループ活動の指導及び支援

(3) 青少年によるスポーツ、レクリエーション活動等の推進及び指導

(4) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第24条 青少年教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第25条 青少年教育センターの開所時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。
2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第26条 青少年教育センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(使用者の範囲)

第27条 青少年教育センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する青少年
- (2) 市内に通勤し、又は通学する青少年
- (3) 青少年の健全育成に係る関係団体

(準用)

第28条 第10条から第16条までの規定は、青少年教育センターについて準用する。この場合において、第10条から第13条まで、第15条及び第16条の規定中「教育研修センター」とあるのは、「青少年教育センター」と読み替えるものとする。

第5章 富士市青少年相談センター

(設置)

第29条 青少年の健全育成及び青少年問題に関する対策の総合的な推進を図るため、法第30条の規定に基づき、富士市青少年相談センター（以下「青少年相談センター」という。）を設置する。

(事業)

第30条 青少年相談センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年に関する相談及び指導
- (2) 子ども・若者育成支援の推進
- (3) 街頭補導その他の少年非行の防止に関する措置
- (4) 青少年の健全育成に関する広報及び啓発
- (5) その他教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第31条 青少年相談センターに所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第32条 青少年相談センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第33条 青少年相談センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(運営協議会)

第34条 青少年相談センターの適正な運営を図るため、富士市青少年相談センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。
3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者等
- (2) 公共的団体の代表者等
- (3) 公募による市民
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学校教育関係者
- (7) 富士市職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第6章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(富士市青少年相談所条例及び富士市立青少年センター条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
(1) 富士市青少年相談所条例 (昭和42年富士市条例第19号)
(2) 富士市立青少年センター条例 (昭和61年富士市条例第13号)
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士市青少年相談所条例第3条の委員である者は、その任期中に限り、第34条第2項の委員とみなす。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

資料 2

富士市教育プラザ条例施行規則

平成26年12月9日
教育委員会規則第5号

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 富士市教育研修センター (第2条—第7条)
- 第3章 富士市青少年教育センター (第8条—第11条)
- 第4章 富士市青少年相談センター (第12条・第13条)
- 第5章 雑則 (第14条)

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市教育プラザ条例 (平成26年富士市条例第41号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 富士市教育研修センター

(使用の承認の申請)

第2条 条例第10条第1項の規定により富士市教育研修センター (以下「教育研修センター」という。)の使用の承認を受けようとする者は、富士市教育研修センター使用承認申請書 (第1号様式)を富士市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

(使用の承認)

第3条 教育委員会は、教育研修センターの使用を承認したときは、富士市教育研修センター使用承認書 (第2号様式)を交付するものとする。

(使用の取消し等申請)

第4条 教育研修センターの使用の承認を受けた者は、教育研修センターの使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の前日までに富士市教育研修センター使用取消 (変更)申請書 (第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 教育研修センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 承認を受けないで所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けないで教育研修センターの建物、設備等に造作をしないこと。
- (4) 承認を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (5) 承認を受けないで器具等を利用し、又は移動しないこと。
- (6) 教育研修センターの入場者に次条に定める事項を守らせること。
- (7) その他係員の指示すること。

(入場者の遵守事項)

第6条 教育研修センターの入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) その他係員の指示に反する行為をしないこと。

(係員の入場)

第7条 教育研修センターの利用者は、係員が職務のため入場するときは、これを拒むことができない。

第3章 富士市青少年教育センター

- (使用の承認の申請)
第8条 条例第28条において準用する条例第10条第1項の規定により富士市青少年教育センター(以下「青少年教育センター」という。)の使用の承認を受けようとする者は、富士市青少年教育センター使用承認申請書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- (使用の承認)
第9条 教育委員会は、青少年教育センターの使用を承認したときは、富士市青少年教育センター使用承認書(第5号様式)を交付するものとする。
- (使用の取消し等の申請)
第10条 青少年教育センターの使用の承認を受けた者は、青少年教育センターの使用の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の前日までに富士市青少年教育センター使用取消(変更)申請書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- (準用)
第11条 第5条から第7条までの規定は、青少年教育センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「教育研修センター」とあるのは、「青少年教育センター」と読み替えるものとする。

第4章 富士市青少年相談センター

- (会長)
第12条 富士市青少年相談センター運営協議会(以下「協議会」という。)の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- (会議)
第13条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

- (委任)
第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- (施行期日)
1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (富士市青少年相談所条例施行規則の廃止)
2 富士市青少年相談所条例施行規則(昭和42年富士市教育委員会規則第1号)は、廃止する。
- (経過措置)
3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士市青少年相談所条例施行規則第9条第1項の青少年指導委員である者は、その任期中に限り、第14条第1項の青少年指導委員とみなす。
- 附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料3

富士市青少年相談センター運営要領

1 補導活動

(1) 青少年指導委員について

① 青少年指導委員の推薦要件

- ア 富士市内に住所を有している者。
- イ 月に2～3回の街頭補導に従事できる者。
- ウ 心身が健全で、地域の信望が厚く、社会の実情によく通じていると共に、青少年の育成に関心を持っている。
- エ 1期2年以上の活動ができる者。但し、富士市青少年指導委員設置要領及び富士市青少年指導委員業務委任規約に基づき、委任契約は単年度であるが、更新できるものとする。
- オ 各地区まちづくり協議会会長より推薦された者。

② 活動内容

指導委員は、運営協議会の決定に基づいて、青少年相談センター所長の指示により街頭補導及び青少年の健全育成のための相談・継続補導等に従事する。

- ③ 実費弁償額
富士市青少年指導委員設置要領に定める額とする。
- (2) 街頭補導について
- ① 補導の時間
補導の時間は、状況に応じて決定するものとするが、原則として1回の時間は3時間以内とする。
 - ② 補導班及び人数
街頭補導は、2名以上の補導班によって行う。
 - ③ 記録作成
指導委員が街頭補導に従事するときは、メモ用紙を持参し必要に応じて記録して、後日、補導措置会議（班長会議）に提出する。
- (3) 補導措置会議（指導委員会班長会議を兼ねる）
- ① 会議は、原則として月1回（上旬）、青少年相談センター所長が招集する。
 - ② 会議は、青少年相談センター業務及び指導委員会事業推進などについて協議する。
 - ③ 街頭補導における各班の状況を、班日誌等を中心に情報交換をし、特に問題少年については指導連絡等の措置をする。
- (4) 指導連絡の方法
保護者への連絡は、青少年相談センター所長の指示により行う。連絡の方法は、青少年の特性・地域社会の状況及び事後指導の効果などを勘案して行う。
例えば、
- ① 家庭に対しては、児童委員などを通じ学校の意見を聞いて連絡する。
 - ② 学校に対しては、生徒指導関係教員等を通じて校長に連絡する。
 - ③ 職場に対しては、労務担当者を通じて責任者に連絡する。
- (5) 記録簿等の作成整理
青少年相談センターで作成する記録簿などの様式は、別に定めるところによる。補導措置を講じた場合には、その結果を補導日誌に記入し、青少年相談センター職員が整理する。
- ## 2 相談活動
- (1) 面談
- ① 相談日及び時間は、月～金曜日の午前9時～午後4時30分までとする。
 - ② 相談の受理及び面談の継続
 - ア 相談には青少年主任相談員・青少年相談員及び所長が当たる。
 - イ 相談は予約制とする。予約は、主任相談員又は所長が窓口となる。
 - ウ 相談の内容が、相談センターの機能以外に及ぶ場合には、他の機関を紹介する。
 - エ 相談員による相談は、主任相談員の指導に基づいて行うものとし、問題が解決するまで何回も継続する。
 - オ 事後の経過の確認と変化への対応のため、継続の場合は次回の相談日を決めておく。
 - カ 継続相談の場合は、原則として受理者が当たる。
 - キ 相談員の指名には、原則として応じない。
 - ク 親子で来所した場合は、必要に応じて親子を分離して対応する。
 - ケ 必要に応じ、電話での連絡や訪問指導を行い、変更の確かめをする。
 - コ 相談センターにおける相談の継続として、職員の自宅で相談することのないように留意する。
- (2) 訪問相談
- ① 学校訪問
学校から訪問の要請があり、訪問の必要があると判断した場合は、学校での相談も行う。
 - ② 家庭訪問
家庭等からの訪問要請には、できるだけ来所相談を勧めるが、状況によっては受け入れ、複数で対応することを基本とする。
- (3) 利用相談および「ステップスクール・ふじ」利用による指導
- ① 利用の条件及び対象
 - ア 市内在住又は市内の学校に在籍する児童生徒で、主として心因性等の不登校状態にある者
 - イ 児童・生徒の中で、利用が望ましいと判断される者のうち、保護者の依頼があり、かつ学校長の承諾が得られた者
 - ウ 相談センターの受け入れが可能である場合
 - ② 利用の方法
 - ア 利用の送り迎えは、保護者の車での送迎を原則とする。特別な事情がある場合には、路線バス等の交通機関を利用することを認める。
 - イ 利用途上の事故等の責任は、保護者が負うものとする。

- ③ 利用児童生徒への対応
 - ア 時間 午前9時～午後4時30分
 - イ 指導 面談の担当相談員を中心として指導に当たり、保護者の指導（相談）も定期的に行う。また、学校・保護者との連絡を密にして、利用児童生徒の理解と指導に一貫性を持たせる。
 - ④ 「ステップスクール・ふじ」利用児童生徒への対応
 - ア 時間 午前8時～午後6時
 - イ 指導 主任相談員の指導のもとで、面接担当相談員と指導担当相談員が、連携を深め、充実を図る
 - ウ その他 入級に関する手続きは別に定めるものとする
- (4) 電話相談
- ① 電話相談は「『ほっとテレフォン・ふじ』心得」により運営する。
 - ② 電話相談の対応は、相談員によって行う。
- (5) 薬物等乱用対策
- ① 青少年指導委員の行う薬物等乱用対策は、「青少年薬物等乱用対策相談員設置要綱」と「青少年薬物等乱用対策相談員心得」による。
- (6) 研修
- ① 社会の進展に伴う青少年問題の変化に対応するため、相談員としての資質の向上を図る。相談員の自己研鑽はもとより、所内においても、相談の基礎基本・事例研究の「所員研修」を積極的に進める。
 - ② 不登校児童生徒や問題行動をもつ児童生徒に対応している学校職員の資質向上のため、「不登校等児童生徒対策研修会」を主催する。また、可能な範囲で講演・講話などにも応じる。
 - ④ 不登校児童生徒をもつ保護者を援助するために「不登校等児童生徒の保護者教室」を主催する。

資料4

富士市青少年指導委員設置要領

令和 2年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 本市が行う青少年の補導活動のため、富士市青少年指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

(選任基準)

第2条 指導委員は、本市に住所を有し、青少年健全育成に理解のある者のうちから、地区の推薦を受けた者を選任し、業務を委任するものとする。

(業務の内容)

第3条 指導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の街頭補導に関すること。
- (2) 青少年の健全育成のための相談及び継続補導に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するため必要な事項

(業務期間)

第4条 本契約による業務期間は、1年とする。ただし、会計年度を超えて選任することはできない。

(報酬等)

第5条 本業務の対価として報酬は支給しない。ただし、市は、役務の提供に対する謝金として報償費を支給する。

2 前項の報償費の額は、補導参加1回につき1,500円とする。

(委任)

第6条 この要領に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

資料 5

富士市青少年相談センター「ほっとテレフォン・ふじ」心得

1 基本的な構え

電話相談は、相談者の悩みの訴えを電話相談員がじっくり聞き、相談者が自分の力で悩みを解決する糸口を見つけるための方向づけを援助することを目的とする。

2 電話相談員としての心得

- (1) 電話相談員は、顔の見えない相談者と面と向かいあっている気持ちになって、「誠実に聞く」ことに心がける。
- (2) 電話相談は、面談や他の相談機関への振り分けの仕事ではなく、あくまで相手の訴えを聞いてやるのが大切である。
- (3) 電話相談員は、常に自己を高める研修に努めるが、自己の知識や経験を押しつけることなく、いつも新鮮な感覚で相談者の立場にたって理解する。
- (4) 奉仕の精神に徹する。また、電話相談員としての自覚を持ち、連帯して電話相談業務の責任を持つ。
- (5) 電話相談員は、電話の内容を通して、面談や訪問相談への継続は避ける。
- (6) 電話相談員は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

3 相談上の留意事項

- (1) ベルが3回鳴ってから静かに受話器をとる。「ハイ、ほっとテレフォン・ふじです。」
- (2) 原則として自分の受けた相談は、自分で責任を持つ。相手が電話を切るまではこちらからは電話を切らないことを原則とする。
- (3) 相手が名前・住所など言わなければ聞き出さない。ただし、できるだけ通話の中で相手が自分で言いたすように工夫をする。
- (4) 相手が相談を切りだせないで無言でいる場合でも辛抱強く待ち、呼びかけ方を工夫して相談者の通話の誘発をする。
- (5) 電話相談員の名前や住所・自宅の電話番号などは、絶対に知らせない。
- (6) 直接来所して面談をした方がよいと判断される場合でも、最後まで訴えを聞き、相談の終りの部分で「面談」があることを話し、(52-4152)の電話番号を告げる。
- (7) 2度目の相談で、前回の電話相談員を要求しても、その時の相談員が対応する。
- (8) 明らかに「いたずら電話」と思われる内容については、相談者に欠礼しないよう柔らかく断わる。
- (9) その他どうしても手に負えなくなった場合
 - ① 「自殺予告」「犯罪予告」等の場合、時間をかけて気持ちの変わるのを待つとともに要点をメモし、相談センター職員に連絡する。
 - ④ 犯罪告白など触法傾向のある者は、相談センター職員に報告する。

※平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成7年4月1日、平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日一部改正して実施。

資料 6

富士市青少年薬物等乱用対策相談員設置要綱

(設置)

第1条 青少年の薬物等乱用対策のため、富士市青少年相談センターに富士市青少年薬物等乱用対策相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(業務)

第2条 相談員は、青少年指導委員をもって充て、市民から青少年の薬物等乱用についての相談に応じるため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の薬物等乱用対策についての相談業務
- (2) その他、業務遂行に必要な事項

(服務)

第3条 相談員は、市民から薬物等乱用についての相談を受けたときは、事情を聴取すると共に実態を調査し、青少年相談センターと連携して防止対策を講じなければならない。

2 相談員は、業務上知り得た秘密をもらしてはならない。また、信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(相談員証)

第4条 相談員は、その業務の実施にあたっては、その身分を示す富士市薬物等乱用対策相談員証(第1号様式)を携帯し、必要があるときは、これを提示しなければならない。

附則

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

この要綱は、平成10年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成27年 4月 1日より施行する。

資料 7

富士市青少年薬物等乱用対策相談員心得

1 基本的な構え

青少年薬物等乱用対策相談員は、市民からの薬物等乱用についての相談を受けたときは、市民より事情聴取すると共に、実態を調査して青少年相談センターと連携して防止対策を講じることを目的とする。

2 青少年薬物等乱用対策相談員としての心得

- (1) 青少年薬物等乱用対策相談員は、市民より青少年の薬物等乱用について相談を受けた場合は、誠心誠意事情を聴取し、すみやかに事情を調査して青少年相談センターと協力して防止対策を講じなければならない。
- (2) 青少年薬物等乱用対策相談員は、市民より青少年の薬物等乱用について相談を受けた時は、必ず薬物等乱用対策相談員証を携帯して、必要に応じて市民に提示しなければならない。
- (3) 青少年薬物等乱用対策相談員は、常に自己を高める研修につとめ、市民からの青少年の薬物等乱用にかかる相談を受けたとき、適切な処置をとれるようにしておかなければならない。
- (4) 青少年薬物等乱用対策相談員は、薬物等乱用対策に全力をつくし、常に薬物等乱用の撲滅を目指して業務遂行をしなければならない。
- (5) 青少年薬物等乱用対策相談員は、青少年の薬物等乱用の事実が発生するおそれがあったり、事実の発生を知った場合は、すみやかに青少年相談センターと連携して、青少年の薬物等乱用対策を講じなければならない。
- (6) 青少年薬物等乱用対策相談員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (7) その他の留意事項
 - ① 青少年の薬物等乱用にかかる相談については、防止対策の範囲による業務にとどめること。
 - ② 青少年薬物等乱用対策相談員は、富士市教育プラザ条例第30条第1号第5項（事業）によるものとする。

資料 8

富士市青少年指導委員会規約

(昭和45年12月1日制定)

改正	昭和47年6月27日	昭和61年3月27日	平成12年4月 1日
	昭和50年4月10日	昭和63年3月25日	平成15年3月26日
	昭和54年3月31日	平成 3年3月26日	平成20年3月26日
	昭和56年3月31日	平成 5年3月31日	平成23年3月28日
	昭和59年3月29日	平成 6年3月29日	平成27年3月25日
			平成30年4月27日

(名 称)

第1条 この会は、富士市青少年指導委員会（以下「会」という。）と称し、富士市青少年相談センター内に事務局をおく。

(目 的)

第2条 この会は、富士市における青少年非行防止を目標に、青少年補導・防犯活動の連絡提携を強化するとともに、会員相互の親睦と協調を図り、もって青少年健全育成対策の推進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年補導活動の連絡提携に関すること。
- (2) 青少年健全育成対策の啓蒙宣伝に関すること。
- (3) 防犯活動に関すること。
- (4) 会員の研修及び親睦に関すること。
- (5) その他、会の目的達成に必要な事項

(組織及び役員)

第4条 この会は、富士市青少年指導委員を以て組織し、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 部長 2名 (企画研修部長・福利厚生部長)
- (4) 副部長 2名 (企画研修部副部長・福利厚生部副部長) (5) 幹事 若干名
- (6) 会計 1名 (7) 会計補佐 2名 (8) 監査 2名

(役員を選出)

第5条 役員は、原則として各地区指導班の班長（以下「班長」という）をもって充てる。

- 2 会長、副会長、部長及び副部長は、役員会で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 3 会計、会計補佐は、班長の中から会長が委嘱する。
- 4 監査は、班長の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 5 会長・副会長及び会計は、その職務遂行上特に必要と認める場合は、役員会の承認を経て、班長を兼務しないことができる。この場合該当地区班は、新たに班長を選出しなければならない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 企画研修部長は、企画研修部を組織し、青少年健全育成事業及び会員の研修等について企画立案に当たる。
- 4 福利厚生部長は、福利厚生部を組織し、会の福利厚生事業の企画立案に当たる。
- 5 副部長は、当該部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 6 幹事は、会の事業の推進に当たる。
- 7 会計は、会の会計事務に当たる。
- 8 会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故ある時はその職務を代理する。
- 9 監査は、会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第8条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会の運営について会長の諮問に応じ助言に当たる。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会及び臨時特別委員会とする。

- 2 総会は毎年1回開催するものとし、会長が召集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、役員会の承認を得て臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、第4条に規定する役員をもって構成し、必要に応じ会長が召集する。
- 4 その他会長が特に必要と認められた理由のある場合、会長の指名する者をもって臨時特別委員会を設置することができる。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 会費の額及び納入の方法
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員会の承認
- (6) その他、役員会において必要と認められた事項

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に附議すべき事項
- (2) 会の運営に関する事。
- (3) その他、会長が必要と認められた事項

(会議の運営)

第12条 会議は、構成人員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長とする。

(議事の表決)

第13条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、月額1,000円とする。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り決定する。

附 則 この規約は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則 この規約は、昭和47年6月27日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 この規約は、昭和50年4月11日から施行する。

- 附 則 この規約は、昭和54年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成6年4月1日から施行し、平成6年3月29日から適用する。
- 附 則 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成30年4月27日から施行する。

資料9

富士市青少年指導委員表彰要領

(平成10年3月1日制定)
 平成15年3月25日一部改正
 平成27年3月25日一部改正
 平成30年9月3日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市における青少年の健全育成の推進に献身的に尽力し、多年にわたり功績が顕著であり、かつ常に他の青少年指導委員の模範である者に対し、教育長が表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰を受けることができる者は、青少年指導委員で次に掲げるものとする。

- (1) 青少年指導委員委嘱後通算20年その任に従事した者
- (2) 青少年指導委員委嘱後通算10年その任に従事した者
- (3) 青少年指導委員委嘱後通算6年以上その任に従事し、退任する者

(方法)

第3条 表彰は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる物品を贈呈することにより行う。

- (1) 前条第1号の該当者、表彰状及び記念品
- (2) 前条第2・3号の該当者、感謝状

(対象者の推薦)

第4条 青少年相談センター所長は、第2条各号に該当すべき者がいるときは、教育長に推薦するものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年富士市青少年指導委員会の総会でを行う。ただし、特別な事情があるときは、臨時に行うことができる。

附 則

- この要領は、平成10年3月1日から施行する。
- この要領は、平成15年3月25日から施行する。
- この要領は、平成27年3月25日から施行する。
- この要領は、平成30年9月3日から施行する。

資料10

富士市青少年相談センター学校サポートチーム設置要領

(平成15年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 学校サポートチームは、市内の各学校・青少年の緊急且つ重大な問題行動が発生したり、その前兆が把握されたりした場合に関係機関の職員で構成し、学校や家庭・地域社会への支援及び対応を行うものである。

(目的)

第2条 学校サポートチームは、各関係機関が連携し、それぞれの機能や特徴を生かした具体的な役割分担をして活動することにより、各学校・青少年の指導及び非行対策の充実を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 この組織は、富士市内の全学校・青少年を対象に活動するものとする。

(事務局)

第4条 この組織の事務局を富士市青少年相談センターに置く。

2 事務局に、学校サポートチーム支援員及び青少年育成員を置く。

(組織構成)

第5条 この組織は、次の関係機関をもって組織する。

- (1) 富士児童相談所
- (2) 富士警察署生活安全課
- (3) 富士市こども家庭課
- (4) 富士市教育委員会学校教育課
- (5) 富士市小中学校生徒指導部会
- (6) 保護司会
- (7) 主任児童委員
- (8) 富士市青少年相談センター

(活動内容)

第6条 学校サポートチームは、第2条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 事務局は、学校から支援要請があったとき及び相談センターが必要と判断したとき、関係機関による学校サポートチームを組織し、各機関の役割分担や連携を具体的に定め、学校や家庭・地域社会への支援や該当児童生徒・青少年への対応を行う。
- (2) 該当児童生徒・青少年への対応として、①緊急避難として青少年相談センターへの受け入れ、②継続的な相談活動、③関係機関への措置等を行う。
- (3) 関係機関による、合同の事例研修を行う。
- (4) 青少年に対する、覚せい剤乱用防止の啓発活動を行う。
- (5) 学校サポートチーム支援員の日常活動として、①学校訪問を実施しての情報交換、②平日の昼間、富士市青少年指導委員と連携しての街頭補導等を行う。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

富士市行政資料登録番号

R 5 - 1 0